



2010年規定審議会 審議会代表議員の選出方法

規定審議会は3年ごとに開かれるRIの立法機関です。審議会は、RIの組織規定を改正し、決議案を採択する権限を有します。全地区は、1週間にわたるこの会合に出席し、立法案に投票する代表議員を選出します。次回の審議会は、米国イリノイ州シカゴで2010年4月に予定されています。

選出の期日

審議会代表議員は、審議会開催の2年前のロータリー一年度に選出されます。よって、2010年審議会の代表議員は**2008年6月30日**までに選出されなければなりません。

選出が行われ次第、地区ガバナーが代表議員と補欠議員の氏名を宣誓書式を用いて証明します。同書式は3部コピーする必要があります。1部目の書式はエバンストンのRI世界本部審議会業務課へ返送します(RI細則8.080.1)。書式はファックス(1-847-556-2123)でもご提出いただけます。2部目の書式は、2010年審議会で信任状委員会に提示するため、代表議員に渡されます。3部目の書式は、代表議員が審議会に出席できず、代わりに出席する場合に備え、補欠議員に渡されます。

代表議員の資格(RI細則8.020.)

代表議員を務めるには、候補者は以下の条件を満たしていなければなりません。

- ✓ 選挙時に、地区ガバナーを全期務めた経験を有していること。
- ✓ 代表議員の資格要件、任務および責任を明確に心得ていること。
- ✓ 任務と責任を引き受け、それを履行するための資格と熱意、および能力を備えていること。
- ✓ 審議会の会期の全部を通じて出席できること。

言語能力:義務づけられているわけではありませんが、候補者は審議会で用いられる言語の1つに堪能であることが望まれます。2010年の審議会では、次の言語で通訳が提供される予定です。

- | | |
|---------|----------|
| ✓ 英語 | ✓ ポルトガル語 |
| ✓ フランス語 | ✓ 日本語 |
| ✓ スペイン語 | ✓ 韓国語 |

また、相当量の資料が渡されますが、その大半は上記の言語に翻訳されます。審議会代表議員は、審議会の行われる年度に、立法案集も含め多くの書類を読まなければならないことをご考慮ください。

就任回数:一人のロータリアンが審議会代表議員を務める回数に制限はありません。地区は経験のある立法者を必要とする一方、新しく審議会の経験を積むロータリアンを育てる必要もあるため、その調節をうまく図らなければなりません。

特別な状況

地区には、審議会代表議員を務めることに関心を示す元地区ガバナーがいない場合や、関心のある元ガバナーが一人しかいないという場合も起こり得ます。このような特別な状況が起きた場合には、以下のような対応方法があります。

候補者が一人しかいない場合(RI 細則 8.060.4.):資格ある代表議員候補者が1名の場合のみは、その人を地区の代表議員とし、選挙を要しません。その時点で、地区は補欠議員を指名する必要もありません。後日、補欠が必要となった際は、現職ガバナーが適格なロータリアンを補欠議員として指名することができます。

候補者がいない場合(RI 細則 8.020.2):代表議員を務められる元地区ガバナーがいない場合は、ガバナー・エレクトや地区ガバナーとして全期を務め終えていないロータリアンでも、審議会代表議員として指名することができます。これには、代表議員を務められる元地区ガバナーが誰もいないことに対するRI会長の同意とともに、ガバナーによる証明書が必要となります。このような状況が生じた場合、日本事務局奉仕室職員、あるいは審議会業務課(Council Services Section)のスーパーバイザーまで連絡することが勧められています。

代表議員の選出(RI 細則 8.050., 8.060.1., 8.070., 13.020)

代表議員および補欠議員は指名委員会手続により選出されるべきです。地区が指名委員会手続を行わないことを選択した場合、地区大会(RIBIは審議会)にて、または郵便投票によって代表議員を選出することができます。その場合、地区大会における投票で郵便投票による選挙の実施に賛成を得るか、あるいは、ガバナーが郵便投票の実施についてRI理事会の承認を得なければなりません。代表議員の選出は2007-08ロータリー年度内に実施、完了されなければなりません。

指名委員会手続による代表議員の選出(RI 細則 8.050):代表議員の指名委員会手続は、RI 細則 13.020 節に定められている地区ガバナーの指名委員会手続に基づいています。代表議員の候補者が委員を務めることはできません。

指名委員会委員の選出方法を採択できなかった場合:指名委員の選出方法を採択できなかった地区は、当該地区内のクラブ会員で、委員を務める意志があり、かつ任務を務めることができるすべての元ガバナーを指名委員会としなければなりません。代表議員の候補者が委員を務めることはできません。

地区大会での選挙の実施(RI 細則 8.060, 15.050):指名委員会手続を行わないと選択した地区は、代わりに地区大会(RIBIは地区審議会)で選挙を行うことができます。選挙は2007-08ロータリー年度内に行わなければなりません。

候補者の所属クラブであるか否かにはかかわらず、地区内のクラブであればどのクラブでも、代表議員候補を指名することができます。指名は書面をもって行われなければならない、クラブ幹

事と会長の署名が必要とされます。地区大会において選挙人に提示できるよう、クラブはこの指名文書を地区ガバナーに送付するものとされています。

選挙は RI 細則の 15.050 節に定められている規定に従い、地区大会の他の選挙と同様に行われます。各クラブは、少なくとも 1 人の選挙人を持つ資格があります。会員数 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 人の選挙人を有する権利があり、また、端数が 13 名以上の場合は、次のようになります。

クラブ会員数	選挙人数
37 名まで	1
38～ 62 名	2
63～ 87 名	3
88～ 112 名	4
113～ 137 名	5
138～ 162 名	6
163～ 187 名	7
188～ 212 名	8

投票するためには、選挙人は大会に出席していなければなりません。委任状による代理人が認められるのは、地区大会が開催される国と異なる国に所在するクラブのみとされます (RI 細則 15.050.3 項を参照のこと)。1 つのクラブの選挙人は全員、同じ候補者に投票しなければなりません。1 つのクラブ内で票が割れることがあってはなりません。

過半数 (50% + 1) の投票を得た候補者を審議会代表議員とします。第 2 位の票数を得た候補者が補欠議員となります。

郵便投票による代表議員の選挙の実施 (RI 細則 8.070) : 地区が地区大会 (RIBI の場合は地区審議会) において選挙を実施できない場合が生じることもあります。その場合、地区大会における投票で郵便投票による選挙の実施に賛成を得るか、あるいは、ガバナーが郵便投票の実施について RI 理事会の承認を求めることができます。地区大会がそのように決めた場合、地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって決められるものとされます。郵便投票は、地区大会が開かれた月の翌月に実施されなければなりません。ガバナーが RI 理事会の承認を求めることに決めた場合、クラブ・地区管理担当職員 (日本事務局奉仕室職員) に連絡するものとされます。

代表議員の交替: 規定審議会代表議員の役職は選挙によるものであるため、本人が辞任した場合を除いて代表議員を交替させるべきではありません。代表議員が辞任した場合は、補欠議員にその役職を務めるよう求めるべきです。補欠議員がそれに応じられない場合や、候補者がいないために補欠議員が選出されていない地区も時にはあります。このような場合は、現職ガバナーが新しい代表議員を指名することができます。この人物は元地区ガバナーであることが望ましい (おそらく選挙時にガバナー、あるいはガバナー・エレクトに就いている) とされます。この務めを果たし得る元地区ガバナーがいない場合、現職ガバナーは、地区内クラブの他の適格の会員を指名することができます。

代表議員の任務

代表議員の任務は、RI 細則 8.030 節に記載されており、次の通りです。

- ✓ クラブが審議会に立法案を提出する場合、その作成を援助すること。
- ✓ 地区大会およびその他の地区の会合で、立法案について討議すること。
- ✓ 地区内のロータリアンの意向をよく知っておくこと。
- ✓ 審議会に提出された立法案のすべてに批判的な検討を加え、審議会に、立法案に対する見解を的確に伝えること。
- ✓ RI の公正な立法当務者として行動すること。
- ✓ 審議会の会議に、会期の全部を通じ、出席すること。
- ✓ 審議会終了後、地区内の各クラブに、審議会の審議に関する報告をすること。
- ✓ 地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助するために、いつでも地区内クラブの相談にのること。

代表議員の任務は、審議会の 3 年周期にわたるものです。この周期は、次のように分けられています。

1 年目 (2007-08 年度)	審議会代表議員の選挙が実施される
2 年目 (2008-09 年度)	立法案の提出締切期日 (2008 年 12 月 31 日)
3 年目 (2009-10 年度)	審議会が開催される (2010 年 4 月 25 日～30 日の予定)

2010 年規定審議会の予定表

2008 年 6 月 30 日	代表議員および補欠議員の氏名が RI に報告される
2008 年 12 月 31 日	RI 世界本部へ立法案を提出する期日
2009 年 8 月～12 月	ゾーン研究会における必須の審議会研修
2009 年 3 月 31 日	立法案の修正を RI 世界本部へ提出する締切日
2009 年 9 月 30 日	立法案集の発行
2010 年 2 月 25 日	賛成および反対の声明を RI 世界本部へ提出する締切日
2010 年 4 月 25 日～30 日	米国イリノイ州、シカゴにて規定審議会が開催される予定日

代表議員の選出方法または 2010 年審議会についてご質問のある場合は、以下へご連絡ください。

Council Services (審議会業務課)
Rotary International (国際ロータリー)
One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, Illinois 60201
U.S.A.
電話: 1-847-866-3302
ファックス: 1-847-556-2123
E メール: councilservices@rotary.org